

## 居宅介護支援事業所が行う介護予防支援について

(指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター向け)

令和6年4月1日施行の介護保険法一部改正にともない、指定居宅介護支援事業者が市町村から介護予防支援事業所の指定を受けて介護予防支援を行うことができるようになりました。

### ●介護予防サービス計画の種類と契約先

#### ①介護予防支援

利用するサービスに以下の介護保険制度のサービスが含まれる場合

- ・ 訪問看護 ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護 ・ 福祉用具貸与

地域包括支援センターまたは指定を受けた居宅介護支援事業者が利用者と契約可能

#### ②介護予防ケアマネジメント

利用するサービスが以下の介護予防・日常生活支援総合事業のみの場合

- ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス

地域包括支援センターのみが利用者と契約可能

※①介護予防支援、②介護予防ケアマネジメントの双方において、地域包括支援センターが利用者と契約した場合、これまで通り当該地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業者が計画作成を行うことが可能です。

介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者が、他の居宅介護支援事業者等に計画作成を委託することはできません。

※①介護予防支援において居宅介護支援事業者が利用者と契約している場合で、利用者のサービス利用状況の変化により②介護予防ケアマネジメントに移行する場合、新たに地域包括支援センターが利用者と契約する必要があります。

利用者のサービス利用状況の変化により①と②を往来する場合、都度契約が必要になるためご注意ください。

## ●地域包括支援センターの「一定の関与」について

居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を行う場合、居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画等の確認・検証を地域包括支援センターにおいて行う必要があります。確認・検証の具体的な内容は以下をご参照ください。

なお、居宅介護支援事業者は要支援者と契約後、利用者の住所地を担当する地域包括支援センターと適宜連絡を取り合い、介護予防サービス計画等の内容確認にご協力ください。

### (1) 確認の頻度

介護予防サービス計画の新規作成時および更新時

### (2) 確認の実施者

利用者の住所地を担当する地域包括支援センター

### (3) 提出する資料

- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・介護予防サービス計画書
- ・評価表（計画更新時）
- ・担当者会議の記録
- ・介護保険証の写し
- ・介護保険負担割合証の写し

※計画書、評価表以外は基本的に新規作成時及び認定更新時のみ

### (4) 確認内容・確認の視点（参考）

#### ①利用者基本情報

- ・介護予防につながるような内容の確認
- ・疾病等で留意が必要な場合、介護予防サービス計画への反映の有無

#### ②介護予防サービス計画書

- ・要支援者の状態像が落とし込まれているか。また、その背景要因等が押さえられているか。
- ・解決できそうな課題とそれに沿う目標設定が本人の意向を反映しているか。
- ・目標を達成できそうなプラン内容になっているか。
- ・解決すべき課題が明確にされているか。アセスメントの質が保たれているか。
- ・目標設定が適切か（本人の望む日常を目指す内容となっているか。抽象的ではないか）。
- ・目標に向けて適切なアプローチが提供される内容か（事業、サービス、地域資源やインフォーマルサービスの活用等がなされているか）。
- ・自立を阻害するような過剰な支援となっていないか。

●居宅介護支援事業者による介護予防支援の流れ

